留学生住宅機関保証推進システム実施要綱

(目的)

第1条 この要網は、沖縄県地域留学生交流推進協議会運営委員会住宅専門部会(以下「部会」という。)が、住宅専門部会設置要網第2条の規定に基づき実施する「留学生住宅機関保証推進システム」の運営にあたり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 留学生住宅機関保証推進システム(以下「推進システム」という。)とは、県下の外国人留学生が住宅を賃借する際の大学等による連帯保証(以下「機関保証」という。)を推進する制度である。

(利用機関)

- 第3条 推進システムを利用できる機関(以下「利用機関」という。)は、次に掲げる すべての要件に該当するものとする。
 - (1) 沖縄県に所在する大学・短期大学
- (2) 財団法人日本国際教育支援協会の実施する留学生住宅総合補償制度(以下「留学生住宅総合補償制度」という。)の協力校

(対象留学生)

第4条 推進システムの対象とする留学生は、前条に定める利用機関に在籍する者で、 留学の在留資格を持ち、かつ留学生住宅総合補償制度に加入している外国人留学生とす る。

(対象連帯保証人)

- 第5条 前条の留学生が、推進システムを利用する場合の賃貸借契約の連帯保証人は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 利用機関が機関保証を行う役職として指定した者
 - (2) 利用機関の教職員

(貸付の利用時期)

第6条 前条の連帯保証人が、連帯保証債務の履行請求を受けた場合は、債務の履行に必要な資金の貸付を部会から受けることができる。

(貸付条件)

- 第7条 貸付の条件は、次のとおりとする。
- (1)貸付金額は、保証人保証1件につき、30万円を限度とし、原則として利用機関からの請求金額と同額とする。
- (2)貸付に係る利息は、無利息とする。

(利用申請)

第8条 利用機関は、推進システム利用にあたり、予め参画申込書(様式1)を部会に提出するものとする。

(貸付の申請)

- 第9条 貸付を受けようとする利用機関は、申請書(様式2)により部会あて申請する ものとする。
- 2 連帯保証人が利用機関の教職員であるときは、外国人留学生を担当する機関を経由して申請するものとする。

(貸付の決定及び交付)

第10条 部会は、貸付の申請があったときは貸付の適否を審査し、交付を決定したときは、交付決定通知書(様式3)により通知するとともに、貸付金を申請者が指定の口座に振り込むものとする。ただし、貸付審査の結果、貸付することができないと決定したときは、その理由を付して、申請者に通知するものとする。

(貸付金の受領)

- 第11条 申請者は、貸付金を受領したときは、借用証書(様式4)を部会に提出する ものとする。
- 2 申請者が第8条第2項に該当する場合は、借用証書(様式4)に外国人留学生を担当する機関の受領印も併せて押印するものとする。

(貸付金の返済)

第12条 貸付を受けた者は、財団法人日本国際教育支援協会からの補償金受取後、30日以内に貸付金の全額から当該振込手数料を除いた額を部会が指定する口座に振り込むものとする。ただし、財団法人日本国際教育支援協会からの補償金が支払われなかったときは、その旨の通知があった日から40日以内とする。

(貸付の取消)

- 第13条 部会は、利用機関が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、貸付を取り消し、貸付金の全額の返済を求めることができる。
 - (1)貸付金を、推進システムの貸付目的以外に使用したとき
 - (2) 請求事項に重大な虚偽があるとき
 - (3) その他、部会が不適当であると認めたとき

(事務)

第14条 推進システムにかかる事務は、琉球大学留学生課において処理する。

(補則)

第15条 この要網に定めるもののほか、推進システムに関し必要な事項は、部会が定める。

附則

(施行期日)

この要網は、平成19年11月29日から施行する。